

令和 5 年 農地法の規定による許可申請に対する審議件数実績

令和 5 年に坂祝町農業委員会が農地法の規定による許可申請に対する審議した件数を下記のとおり報告します。(農地法第 3, 4, 5 条のみ)

第 1 回農業委員会 令和 5 年 2 月 1 日 (水) 開催
農地法第 3 条 1 件 (可決) 農地法第 5 条 1 件 (可決)

第 2 回農業委員会 平成 5 年 4 月 4 日 (火) 開催
農地法第 3 条 2 件 (可決) 農地法第 4 条 1 件 (可決)
農地法第 5 条 5 件 (可決)

第 3 回農業委員会 令和 5 年 6 月 1 日 (木) 開催
農地法第 5 条 4 件 (可決)

第 4 回農業委員会 令和 5 年 8 月 1 日 (火) 開催
農地法第 3 条 1 件 (可決) 農地法第 5 条 3 件 (可決)

第 5 回農業委員会 令和 5 年 10 月 2 日 (月) 開催
農地法第 3 条 4 件 (可決) 農地法第 5 条 2 件 (可決)

第 6 回農業委員会 令和 5 年 12 月 1 日 (金) 開催
農地法第 3 条 2 件 (可決) 農地法第 5 条 2 件 (可決)

令和 5 年農地法の規定による許可申請に対する審議総数

農地法第 3 条 10 件 農地法第 4 条 1 件 農地法第 5 条 17 件

【農地法の概要】

農地法第 3 条・・・農地を耕作目的で、所有権を移転し、又は賃借権、使用貸借権を設定する場合

農地法第 4 条・・・農地の所有権を有する者が自己の目的のために転用する場合

農地法第 5 条・・・農地を転用する際に所有権等の権利の設定・移転が伴う場合